

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年1月27日認可した。

平成23年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修）三反地地区
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺家地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）比地大地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）別所地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）上本庄地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修）下竹成地区
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）長谷地区